

知的財産関連産業と知的財産の国際化： 独占促進と開発阻害？*

Peter DRAHOS**

立花 市子*** (訳)

1. はじめに

19世紀のヨーロッパの薬品会社や、20世紀の米国およびヨーロッパの製薬会社にとって、知的財産権は重要であった。その関係は、互いにとって重要性を有するものであった。これらの企業は知的財産権、特に特許を取得することを望んでいたため、自社の目論見に基づいて政府に働きかけることに関心があった。こうして知的財産権保護に関する規制拡大が循環することとなった。薬品および製薬産業の知的財産権制度の構想に対する関心が高まるにつれ、大手企業の戦略は、ますます知的財産権の利用に基礎を置いたものとなり、これは言い換えると、構想に影響を及ぼすことへの大手企業の動機付けがますます高まったということであった¹。これらの産業のビジネスモデルの枠組みでは、知的財産権は強力でなければなら

*本稿は、本号掲載の論文‘Intellectual Property Industries and the Globalization of Intellectual Property: Pro-Monopoly and Anti-Development?’の翻訳である。

** オーストラリア国立大学 (Research School of Social Sciences, Regulatory Institutions Network) 教授

Eメール: peter.drahos@anu.edu.au

***COE 研究員・弁護士

¹ 経緯については、Graham Dutfield, Intellectual Property Rights and the Life Science Industries: A Twentieth Century History, Ashgate, England, 2003および Peter Drahos with John Braithwaite, Information Feudalism: Who Owns the Knowledge Economy? Earthscan, London, 2002, ch. 3を参照。

ない、しかも強力であればあるほど良いことが自明であると考えられていた。

1980年代において、この規制拡大の循環は、飛躍的進歩を遂げた。米国、ヨーロッパおよび日本の製薬および薬品会社を含む企業が、協力して、ウルグアイラウンドに知的財産権に関する協定を盛り込むための運動を行ったのである。これらの交渉から、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)と呼ばれる協定が生まれた。その運動の主唱者を構成する薬品および製薬会社の目から見ると、TRIPSは、これらの企業にとって最も重要な特許、企業秘密および商標という三分野の保護基準の国際化における大きな一歩であった。ここで極めて重要な点は、物や方法に関して技術分野で差別することなく特許を付与するよう、加盟国に義務付けたことである²。しかし TRIPS は、到底完全と言えるものではなかった。結局、ウルグアイラウンドを通じて TRIPS を推進した少数の多国籍企業は、さらに高い一連の保護基準を求めたのである。1994年に Pfizer が、米国通商代表部 (USTR) に宛てた書簡は、この考え方を正に端的に示すものである。

最終的に、GATT はそれを行っていない。多くのインド人は誤って(その多くは非常に純粋に)自分たちが GATT を支持すれば、自国の知的財産および製薬特許の問題を解決したことになるであろうと信じているが、そうではない。特に、投資を誘致し、より良い薬品を供給する環境を生み出すことを真に望むのであれば、成立に10年以上かかるようなもの(GATT)を杓子定規に承認しても、これら2つの目標のどちらも達成することはできない³。

TRIPS は結局、開発途上国の多くが望んだような、多国籍企業による知的財産権の保護基準の国際化の終焉をもたらさなかった。実際には、本論稿が示すように、TRIPS はいろいろな意味で始まりに過ぎなかったの

² TRIPS 第27条第1項を参照。

³ Pfizer の Corporate Affairs 上級副社長 C.L. Clemente から米国通商代表部知的財産権担当次官補 Joseph Papovich への1994年6月7日付の書簡。

である。

本論稿の以下の部分は、4つの節に分けられる。第2節では、TRIPS の創設にまつわる重要な研究に焦点を当てるとともに、特に Pfizer の果たした役割を中心に、TRIPS 創設の経緯を語る。第3節では、知的財産権に関する国際的規制の仕組みを作り出すために、貿易制度がどのように用いられてきたかについて解説する。第4節では、米国産業がその仕組みをどのように利用しているかについて説明する。この仕組みの結果、『TRIPS プラス』基準が、多くの開発途上国の国内法に拡散しつつある。第5節では、開発の観点からこの拡散の影響を検討する。最後に結論を述べる。

2. TRIPS 創設の経緯

TRIPS は、ウルグアイラウンドの最終合意案を構成する28の協定の内の1つである。ウルグアイラウンドは1986年にプンタ・デル・エステで始まり、1994年に最終合意案の締結および WTO の創設をもって完結した。TRIPS は、すべての WTO メンバーに対し、知的財産保護の最低基準を遵守することを義務付けている⁴。すべての開発途上国および多くの先進国が、TRIPS における義務を果たすため、国内の知的財産法を改正しなければならなかった。

なぜ諸国が TRIPS に合意したのかは、一見すると謎である。ウルグアイラウンドの際、米国は世界における知的財産の主要輸出国として、この貿易体制を通じた知的財産権の国際化から得るものが多かったが、一方、当時(そして現在)の開発途上国に対する経済的および社会的影響は非常に深刻なものであった。例えば、TRIPS は国家に対し、医薬品に対する特許を認めることを義務付けているが、これは、特許医薬品の価格のみならず、それらの国家における後発医薬品産業の長期的命運にも影響を及ぼすものである⁵。

⁴ その条項の分析については、D. Gervais, *The TRIPS Agreement: Drafting History And Analysis* Sweet and Maxwell, London, 1998を参照。

⁵ Commission on Intellectual Property Rights, *Integrating Intellectual Property Rights and*

Susan Sell は、TRIPS に関する研究の中で、1 ダースあまりの米国企業が、TRIPS を今日の姿にするためのロビー活動において主要な役割を果たしたと指摘する⁶。TRIPS に関する他の諸研究も、同様の結論に達している⁷。TRIPS は単純なロビー活動の事例ではない。というのも、TRIPS の創設には、米国標準の知的財産の保護を内容とする詳細な国際協定の草案が必要であり、しかもこれは、100カ国以上が参加し、1986年から1993年まで続いた多国間貿易交渉を最後まで通り抜けるものでなければならないからである。これがどのように達成されたのかを説明するための鍵は少数の企業の中に潜んでいる。これらの企業は、世界的な知的財産権運動に、より多くの関係者やネットワークを引き入れ、影響圏を拡大しつつあった。この時期における Pfizer の活動は、TRIPS がどのようにして、民間結節型統治の産物として生じたかを表している。

Pfizer は、多くの製薬会社より多額の投資を開発途上国にしており、インドのような国々の後発薬品メーカーが、研究開発型製薬産業にもたらした国際市場への脅威を目の当たりにした。同社はまた、開発途上国が、外国技術の純輸入国としての自国の立場を有利にする発案権を主張するために、世界知的財産権機関 (WIPO) における数の優位を益々利用するようになったことにも気付いていた。1980年代初頭に、ワシントン为本拠とする少数の政策形成グループが、知的財産制度と貿易制度を結びつけるという構想を思いついた。最高経営責任者の Edmund Pratt を含む Pfizer の幹部たちも、この構想の主唱者の中に入っていた。彼らの政策構想は、本質的には、関税と貿易に関する一般協定 (GATT) に知的財産に関する協定

Development Policy, London, 2002, ch.2参照。

⁶ S. Sell, *Private Power, Public Law: the Globalization of Intellectual Property Rights*, Cambridge University Press, Cambridge, 2003.

⁷ M. Ryan, *Knowledge Diplomacy: Global Competition and the Politics of Intellectual Property*, Brookings Institution Press, Washington D.C., 1998; Peter Drahos with John Braithwaite, *Information Feudalism: Who Owns the Knowledge Economy?*, Earthscan, London, 2002; D. Matthews, *Globalising Intellectual Property Rights*, Routledge, London and New York, 2002.

を盛り込むというものであった。重要なのは、当該協定を、GATT の紛争解決手続において強制しようという点である。それは過激な構想であった。各国は、WIPO の枠内にある知的財産権に関する主権を委譲することに慎重な態度をとっていた。

Pfizer の幹部たちは、2つの重要なやり方でそのネットワークを利用し始めた。1つ目は、ネットワークを活性化することであった。Pfizer の幹部は、貿易を基礎とした知的財産へのアプローチという構想を広めるため、すでに確立された自らのビジネス・ネットワークを用いた。Pratt は、全米外国貿易評議会やビジネス・ラウンド・テーブルといったビジネスフォーラムにおいてスピーチをし、貿易と知的財産そして投資の間の関連について概説した。大手米国企業の最高経営責任者として、彼は貿易関連団体に最高水準で働きかけることができた。Pfizer の他の上級幹部達も、国内および国際的貿易団体において、知的財産問題を取り上げ始めていた⁸。Pfizer の社長 Gerald Laubach は、全米製薬工業協会の理事であり、かつ Ronald Reagan 大統領の設立した競争力評議会に所属しており、Pfizer の法務顧問 (General Counsel) Lou Clemente は、米国国際ビジネス評議会の知的財産権委員会を率い、Pfizer International の社長の Bob Neimeth は、OECD の経済産業諮問委員会の米国側議長を務めた。知的財産に関するメッセージは、ビジネス・ネットワークを通じて、商工会議所、ビジネス上の評議会、ビジネス上の委員会、貿易団体および最先端の事業団体へと伝わった。戦略的ビジネス組織において重要な位置を占めていた Pfizer の幹部達は、徐々に貿易を基礎とした知的財産へのアプローチについて、これら組織の支持を得ることができるようになった。そして、支持の増加に伴い、このようなアプローチの擁護論の背景にあるビジネスの力に政府が抵抗することはより難しくなった。

Pfizer がとった第2のやり方は、ネットワーク同士を連結することであった。知的財産に関する交渉において、非常に重要な役割を果たした結節

⁸ 'Pfizer: Protecting Intellectual Property in a Global Marketplace', Harvard Business School, 1992, 8参照。

の1つが、貿易交渉諮問委員会 (ACTN) であった。ACTN は、民間部門の諮問委員会制度の一環として、米国貿易法の下で連邦議会により1974年に設立された⁹。この制度の目的は、米国の公式の貿易目標と実際の貿易との間の一致を確保することであった。ACTN は、この制度の頂点に君臨した。Pratt は、Pfizer の他の上級幹部達の助力を得て、貿易および経済政策に関する米国のビジネス思想を説明できる人物として、実業界で頭角を現し始めた。1979年に Pratt は、ACTN のメンバーになり、1981年には議長となった。1980年代には、米国内の大手企業の最上級レベルからの代表者達が、大統領によって同委員会の委員に任命された (Pratt は Carter 大統領に任命された)。委員会は純粋な諮問機関であったが、USTR への直接のアクセスを持ち、また米国の貿易政策に関して USTR に助言を行ったり、国家利益に鑑み目標に関して協議する義務を有していた。この一連の様々なビジネス経験から、貿易を基礎とした知的財産へのアプローチという重要な戦略的思想が生まれた。

Pratt をトップに据え、IBM と Du Pont の最高経営責任者を擁する ACTN は、大胆な貿易および投資計画の作成を開始した。当時 IBM の会長であった John Opel がこの特別案件を率いた。Pratt が会長を務めた6年間のうち、ACTN は1981年～1985年の間は USTR の William E. Brock III と、そして1985年～1989年の間は、同じく Clayton K. Yeutter と緊密に協力し合い、米国の公益事業、投資および知的財産に関連する貿易協議事項の策定を助けた。

ACTN の米国政府に対する基本的なメッセージは、知的財産に関し米国にとって正しい結果を得るために、政府はその裁量の範囲内でできるだけのことをすべきである、ということであった。できることはたくさんあった。IMF および世界銀行の米国常任理事は、借款や銀行機関への立ち入りについて投票する際、知的財産について質問することができた。米国の援助開発機関は、知的財産についての指針を広めるのを助けるために資金を使うことができた。やがてメッセージは伝わり、それに基づき行動が起こ

⁹ Private Sector Advisory Committee System, USTR, 1994 Annual Report, <http://www.ustr.gov/reports> 参照

された。投資活動の一環として知的財産を保護する条項が、米国が1980年代に開発途上国との間で締結した二国間投資協定に自動的に盛り込まれた。個人的かつ強力な影響も作用し始めた。Jacques Gorlin は、貿易に基礎を置いた知的財産へのアプローチに関する1985年の分析の中で、Shultz 国務長官が Lee Kuan Yew 首相と知的財産問題を話し合ったと記している¹⁰。Reagan 大統領は、『将来に向けた米国の協議事項』と題する1986年2月6日の連邦議会演説において、重要事項は、海外における米国の知的財産の保護を大幅に強化することであると提案した¹¹。これは、米国の知的財産戦略の展開を、大統領と閣僚が支持すべきであるとする ACTN の勧告と一致するものであった。知的財産が単なる専門的な貿易交渉ではなく、全般的な政治的取引の要素になるための土台ができ始めていた。

ACTN にしてみれば、GATT に知的財産の保護基準を盛り込むことは、その基準を広めるのに最適かつ唯一の方法であった。現実には、広範な知的財産協定の交渉は長いプロセスを要することを ACTN は悟っていた。しかし、次の貿易ラウンドの協議事項に知的財産が取り上げられない限り、このプロセス自体が始まらないのである。これを実現するためには何よりも、GATT の締約国関係閣僚会議が、知的財産協定に関する交渉への道を開くような文言を含む宣言を発することが必要であった。ここで ACTN は、根本的な問題に遭遇した。Opel と Pratt の両氏は、最初は USTR の William Brock と、その後は後継者の Clayton Yeutter との間で知的財産の議題を進めていた。Brock は1981年にはすでに、多国間貿易交渉の新ラウンドに対する合意をまとめる目的で、4カ国グループ (Quad) を結成していた。1980年代初頭には、将来の貿易交渉ラウンドのあり方や内容について、ヨーロッパと米国との間に意見の相違があったのである。米国とヨーロッパの合意なしには、多国間貿易交渉ラウンドが始まる見込みはほとんどなかった。Quad は米国、EC、日本、カナダにより構成された。これらの諸国が、多国間貿易交渉ラウンドのある協議事項について合意に達すれば、それにつ

¹⁰ Jacques Gorlin, 'A Trade-Based Approach for the International Copyright Protection for Computer Software' September 1, 1985, 47, fn 47.

¹¹ BNA's Patent, Trademark & Copyright Journal, 31, February 13 1986, 285参照

いての交渉ラウンドが始まる可能性は非常に高くなる。Yeutter は、次ラウンドにおける知的財産の重要性を感じていたが、Pratt と Opel にも説明したように、Quad の会議に出席した際、知的財産と貿易の融合に関し、Quad の他のメンバーから何ら現実の支持を受けられなかったことが問題であった。

Pratt と Opel の直面した問題は、極めてはっきりしていた。彼らは Quad 加盟国の企業に対し、次の貿易交渉ラウンドに知的財産を盛り込むよう、自国政府へ圧力をかけさせる必要があった。それにはまず、ヨーロッパと日本の企業に、次の貿易ラウンドで知的財産を優先事項にすることが、自社の利益になるということを納得させる必要があった。Quad の強力な合意があれば、次回貿易ラウンドで知的財産を協議事項に載せられる可能性は非常に高かった。この合意がなければ、知的財産に関する発案権を開発途上国が妨害できることになる。合意形成の期限は、約6ヶ月であった。1986年9月にウルグアイのプンタ・デル・エステで、新貿易ラウンド開始のための関係閣僚会議が開催されることになっていた。USTR はそれまで、知的財産問題に関する他の Quad 加盟国の説得に向けて強く働きかけていたが、閣僚会議における単なる議題としてよりも、より大きく扱われる必要があったのである。

Pratt と Opel の対応は早かった。1986年3月には、知的財産委員会(IPC)を設立した¹²。IPC は、Bristol-Myers、Du Pont、FMC Corporation、General Electric、General Motors、Hewlett-Packard、IBM、Johnson & Johnson、Merck、Monsanto、Pfizer、Rockwell International および Warner Communications という、13の米国大手企業の時限的な連合体であった。IPC は自らにつき、『現在の GATT 多国間貿易交渉ラウンドにおける知的財産に関する総合的合意への交渉に専念する』ものであると述べている¹³。

¹² <http://www.pfizer.com/pfizerinc/policy/forum> で閲覧可能な、US Council for International Business におけるスピーチ、Edmund Pratt, 'Intellectual Property Rights and International Trade' を参照

¹³ IPC, 'Accomplishments and Current Activities of the Intellectual Property Committee',

ヨーロッパが IPC の主なターゲットであった。ヨーロッパが仲間に入りさえすれば、日本は追随する、または少なくとも大きく反対の声をあげることはないだろうと考えられていた。カナダは Quad の加盟国ではあったが、実際には影響力はなかった。重要なのはヨーロッパと日本の企業の支持であった。そこで、名だたる企業の経営者達は、合意形成のための運動を開始した。IPC に所属する米国企業の CEO は、ヨーロッパや日本の企業の上層陣に連絡を取り、プンタ・デル・エステで知的財産を取り上げることへの支持を取り付けるため、自国政府に圧力をかけるよう促した。小規模ながら極めて高水準かつ強力なビジネスネットワークが始動した。IPC はまた、1986年6月にはヨーロッパに、そして同年8月には日本に代表団を送り、GATT が世界的に実効性のある知的財産権保護媒体になることが企業にも利益をもたらすものであるとこれらの企業を説得した。プンタ・デル・エステに向けての IPC の下準備工作は成功し、ヨーロッパと日本双方の産業界が、貿易協議事項に知的財産を入れるよう政府に圧力をかけるという対応を見せた。ついに1988年、米国、ヨーロッパおよび日本企業の間で形成された連合関係により、知的財産に関する合意の草案が共同発表された¹⁴。

1986年9月20日のウルグアイラウンドに関する閣僚宣言には、知的財産に関する交渉指示が盛り込まれていた¹⁵。その後の7年以内に、米国の貿易交渉者たちは、国際的な知的財産権運動に参加して活動を始めていた多くのネットワークの助けを借り、TRIPS という形で知的財産に関する強力な合意をもたらすことができた。

1988年6月14日。

¹⁴ Basic Framework of GATT Provisions on Intellectual Property, Statement of Views of the European, Japanese and United States Business Communities, The Intellectual Property Committee, 経団連(日本), UNICE(欧州), 1998年6月。

¹⁵ 1986年9月20日の文書 MIN.DEC、Terence P. Stewart(編)により再版、*The GATT Uruguay Round: A Negotiating History (1986-1992)*, Vol. 3, Kluwer Law and Taxation Publishers, Deventer, Boston, 1-10。

3. 国際的な知的財産の仕組み

TRIPS の交渉期間中(1986年-1993年)、途上国が TRIPS に合意すれば、米国は知的財産の保護基準に関する二国間交渉を緩和するという示唆がなされた¹⁶。米国は1980年代に、韓国やブラジル等の国々との知的財産に関する一連の戦略的二国間交渉を通じ、TRIPS への準備を行っていた。この時期に、二国間投資協定にも知的財産に関する条項が含まれるようになっていた。TRIPS の交渉の成功に向けて、開発途上国に提示されたインセンティブの1つは、米国が自ら望む知的財産保護基準を獲得するために貿易上の強制手段を使うことを控えるというものだった。

現実には、若干違う展開を見せた。実際には米国は、1990年代に二国間交渉のレベルを強化したのである¹⁷。米国はより多くの国々の知的財産保護基準を再評価するために、通商法に基づく貿易上の強制手段を用いると共に、1980年代に比べ、はるかに多くの知的財産関連の二国間協定を結んだのである。実際には、米国は誰にも気づかれずに、国際的な知的財産保護に関する規制の仕組みを作りだしていたのである。その仕組みはまた、一方向、つまり規制強化に向かってのみ進んでいた。こうして、1980年代および90年代にビジネス規制の多くが緩和された一方で、知的財産分野では規制強化が進んだのである。

米国が知的財産に関する国際規制の仕組みの主な設計者であり、EU も少なからずこれを利用していた。

簡単に言うと、この規制手順は、以下からなっている。

¹⁶ 例として、USTR 事務局員 Emory Simon の 'Remarks of Mr Emory Simon', Symposium: Trade-Related Aspects Of Intellectual Property, 22 (1989), Vanderbilt Journal of Transnational Law, 370における記述を参照

¹⁷ P. Drahos, BITs and BIPs - Bilateralism in Intellectual Property, 4 (2001), Journal of World Intellectual Property, 791参照

(a) 議論の場を移動する過程¹⁸ - 米国および EU が、議論の場を、困難に直面している場から、成功の確率の高い場へ移すという戦略(例: WIPO から WTO や知的財産に関する二国間交渉へ)

(b) 対等な二国間および多国間の知的財産戦略

(c) 最低保護基準の原則についての国際合意の確立

最低保護基準の原則は、この戦略の中で重要な役割を果たすものである。知的財産を扱う二国間または多国間協定には、当事者が協定の下での保護よりもさらに広範な保護を実施できるという趣旨や、または、その協定は、より望ましい取り扱いを定めた他の協定の価値を減ずるものではない、という趣旨の条項がそれぞれ含まれている¹⁹。これは、その後の二国間、もしくは多国間合意において、より高い保護基準を設けられるということを意味する。

また、二国間協定は、開発途上国が最短期間で多国間の知的財産制度に統合されるような形で起草されている。開発途上国は二国間協定において、自国が加盟していない条約に定められた多国間基準に従うこと、または多国間条約を批准すること、あるいはその両方を強制されている。例えば、米国とヨルダンの自由貿易協定では、ヨルダンに対し、WIPO 著作権条約(1996年)の第1~14条の施行と、植物の新品種の保護に関する国際条約(1991年)(UPOV 条約)の第1~22条の批准を義務付けている²⁰。

知的財産権保護に関する国際的な規制は、二国間協定の波(1980年代に始まった)とそれに続いて時折生じる多国間保護基準設定の波から成り

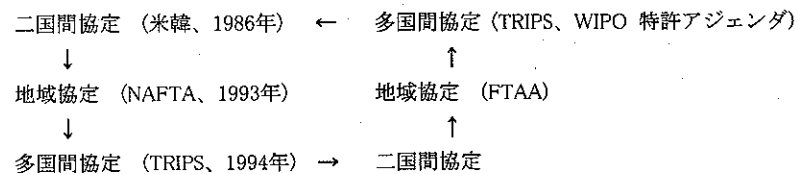
¹⁸ この戦略の詳細と実例については、John Braithwaite and Peter Drahos, Global Business Regulation, Cambridge University Press, 2000, ch.24を参照

¹⁹ 例えば、NAFTA 第1702条、TRIPS 第1条第1項、米国-ヨルダン自由貿易協定第4条第1項および米国-ニカラグア BIT 第 XI 条を参照

²⁰ 第4条第1項参照

立っている(図1参照)。二国間協定や多国間条約の波は、決して既存の保護基準を落とすものではなく、新しい保護基準を設けていることが非常に多い。知的財産に関するすべての多国間および二国間条約の条項を詳しく比較することは、この論文の範囲外であるが、現在進行中の世界的な規制の仕組みの例は、NAFTAの知的財産に関する条項とTRIPSやそれに続く二国間協定の比較に見ることができる。

図1 国際的な知的財産の仕組み



ある時点において米国またはEUが、規制の輪のどの位置にあるかということは、基本的にはその交渉目的に関してどれだけ強い抵抗を受けているかによって決まる。TRIPSに先立ち、その基礎を築いた二国間主義は、GATTにおいて米国が直面した抵抗により生じた。現在、特に米国は、二国間交渉段階にあることは明白である。2001年の多国間貿易交渉ドーハラウンド開始時の関係閣僚宣言では、TRIPSに関する作業プログラムは控えめなものしか含んでおらず、交渉のリストに挙げられた主な項目は地理的表示に関するものであった。しかし、二国間協議に関しては、米国は重要な地域モデルと考える国々との間で、自由貿易協定(FTA)の交渉に奔走していた。活動状況の概要は以下のとおりである。

1. 米国-ヨルダン (2001年)
2. 米国-チリ (2003年)
3. 米国-シンガポール (2003年)
4. 米国-南アフリカ関税同盟
5. 米国-中央アフリカ自由貿易協定
6. 米国-モロッコ
7. 米国-オーストラリア

この時点で米国がFTAに焦点を当てたことは、過去数年間に渡り、米国がTRIPS理事会において直面してきた強力な抵抗の側面からも説明することができる。TRIPS理事会は、2001年6月に、薬品の使用における知的財産権の役割を検討するためにアフリカ諸国が発案権行使した場であった。2001年の終わりには、WTO加盟国が“TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言”に合意したが、この宣言を米国製薬産業はその利益に対する打撃とみなし、できるだけ控えめに扱おうとした²¹。同様に、1999年に始まったTRIPS協定第27条第3項(b)号の再検討も、米国の思い通りには進んでいなかった。米国は基本的にTRIPSを、『事実上何にでも特許を取れる』という自国内の状況に沿ったものにしたいのである²²。にもかかわらず、再検討の過程では、TRIPS理事会において非常に幅広い意見交換をすることとなり、生物多様性条約との関連で、各国が同意した生物多様性に関する規制とTRIPSの条項との整合性を高める必要などを含め、特許に関する多くの問題が取り上げられた²³。開発途上国は、TRIPS理事会の外で市民社会活動家の支持を得ていたため、理事会における米国の提案に抵抗することができた²⁴。これらの活動家は、技術的専門知識を提供して開発途上国を助けると共に、国際的な運動を通じてTRIPSが開発途上国にとって不公平であると評価されるような道義的雰囲気を生み出すことにも役立っている。そして、今度はこれが、TRIPSの可能性を向上させることになった。加えて、市民社会と開発途上国の双方にとって、TRIPS理事会が、自

²¹ Susan K. Sell, 'TRIPS and the Access to Medicines Campaign' 20 (2002), Wisconsin International Law Journal, 481, 518-519参照

²² Hughes Aircraft Co. v. United States, 148 F.3d 1384, 1385 (Fed. Cir. 1998)参照

²³ 概要および概略は、Boniface Guwa Chidyausiku, 'Article 27.3(b) of the TRIPS Agreement: the review process and developments at national and regional levels' in Christophe Bellmann, Graham Dutfield および Ricardo Meléndez-Ortiz (eds) Trading in Knowledge, Earthscan, London and Sterling, 2003, 101を参照

²⁴ Susan K. Sell, 'TRIPS and the Access to Medicines Campaign' 20 (2002), Wisconsin International Law Journal, 481; Ruth Mayne, 'The Global Campaign on Patents and Access to Medicines: An Oxfam Perspective' in Peter Drahos and Ruth Mayne (eds), Global Intellectual Property Rights: Knowledge Access and Development, Palgrave, Macmillan, 2002, 244参照

分たちの注意を集中できる、非常に目につく議論の場であることは有利なことであった。

TRIPS 理事会におけるこの強力な抵抗によって、米国は議論の場を変えようと考えた。最近締結された FTA において、米国は相手国に対し米国の国内状況により近い知的財産保護基準を導入するよう求め、多くの場合これを実現している²⁵。その良い例が、特許に関する米国-シンガポール FTA の条項に見られる。米国-シンガポール FTA において当事国は、TRIPS の第27条第2項および第27条第3項(a)号に定められた発明のみを特許対象から外すことができる、とされている²⁶。つまり、TRIPS 第27条第3項(b)号は無視されているのである。

TRIPS はまた、加盟国に対し、TRIPS の規定を知的財産権の消尽に関する問題を取り扱うために用いることを禁じている。しかし米国-シンガポール FTA は、特許権者とライセンシーの間の契約上の取り決めを妨害する第三者に対する救済手段を特許権者に与えることを両当事国に義務付けることにより、消尽の問題を扱っている²⁷。TRIPS は、後発医薬品メーカーが関係規制機関から後発医薬品の販売承認を得るために、特許期間の満了前に特許を実施する権利について特には言及していない。しかし、カナダが欧州共同体との間の医薬品問題において指摘したように、米国のような TRIPS 交渉の鍵となる国は、この例外が TRIPS 第30条により保護されているとの見解を持っていた²⁸。さらに、TRIPS 発効後の各国の取り扱いも、第30条によりこの例外が認められているという理解に沿ったものであ

²⁵ 2002年超党派一括通商交渉権限法案 (Bipartisan Trade Promotion Authority Act of 2002) において、連邦議会は、米国にとっての全般的交渉目的の1つは、『米国法と同様の保護基準を反映した』二国間および多国間合意条項を獲得することであると述べている。19 USC 3802として成文化された Section 2102(b)(4)(A)(i)(II)参照。

²⁶ 米国-シンガポール FTA 第16.7.1条参照

²⁷ 米国-シンガポール FTA 第16.7.2条参照

²⁸ WT/DS114/R 4.15参照

った²⁹。この第30条による例外の範囲は、米国-シンガポール FTA の場合は、後発医薬品の輸出許可を含む販売許可を得ることに限定されている。従って、たとえシンガポールの後発医薬品メーカーが、特許による制限を受けていない市場への輸出ができるとしても、シンガポールにおける特許期間が終了するまでは、市販に十分な量を輸出することはできないこととなる。米国-シンガポール FTA の強制実施許諾条項は、TRIPS とは異なり、限定的に書かれている。これは、つまり、特定の状況 (反競争的行為の是正、公共のための非商業的利用、国家的緊急事態その他の極めて緊急を要する事態) 以外では 強制実施許諾は禁じられるということである³⁰。また、TRIPS には見られない、『ノウハウ』の移転に関する明確な制限も記載されている。強制実施許諾に関するこうした条項に同意するシンガポールのような国は、より広範な条項を制定するために TRIPS の下で持ち得た権利を制限しているのである。また、ノウハウの実施許諾契約は、多くの場合特許実施許諾契約と共に締結され、ライセンシーが特許を効果的に利用することを可能にするものである点からも、ノウハウについての制限は重要なものである。多くの場合、ノウハウが利用できなければ、特許利用の商業的価値はライセンシーにとってかなり低いものになってしまう。

自国の特許法において、強制実施許諾に関するこのような条項を採択することにより、多くの国々が知的財産を米国よりさらに強力に保護しているということも指摘に値することである。強制実施許諾の条項は、米国特許法にはないが、大気浄化法や原子力エネルギー法等の米国法で規定されている³¹。強制実施許諾はさらに、反トラスト訴訟における重要な救済

²⁹ カナダは、ドイツ、イタリア、日本、ポルトガル、アルゼンチン、オーストラリアおよびイスラエルが、後発医薬品メーカーが販売許可を得るための特許権の例外を認めていると指摘した。

³⁰ 米国は TRIPS との関連においてこのような特許強制実施許諾条項を推し進めたが、成功しなかった。Jayashree Watal, Intellectual Property Rights in the WTO and Developing Countries, OUP, New Delhi, 2001, 320参照

³¹ Donna M. Gitter, 'International Conflicts Over Patenting Human DNA Sequences in the United States and the European Union: An Argument for Compulsory Licensing and a Fair-Use Exemption' 76 (2001) New York University Law Review, 1623, 1681-1682参照

手段でもある。特許法の中で強制実施許諾につき限定的なアプローチを採りながら、他の法律で実施許諾条項を定めることによる調整をしていない国々は、米国の国内法よりも明らかに強い権利を特許権者に与えているのである。

米国が他の国々を自国内の規定に従わせるために FTA を利用しているもう 1 つの例を、米国—シンガポール FTA の第 16 条第 8 項に見ることができる。この条項は、医薬品または農産物の安全性や有効性に関し、販売許可取得のために規制機関への提出が義務付けられている情報の、規制機関による取り扱いに関するものである。TRIPS は、第 39 条第 3 項において、この状況にある程度簡潔に扱っている。加盟国は、その作成に『相当の努力』を要すること、未公表であり、かつ、新しい化学物質に関するものであることを条件として、『不公正な商業的使用』からそのようなデータを守ることを義務付けられている。米国—シンガポール FTA では、この解釈の幅のある柔軟な基準をより具体的なものへと変えている。その結果、シンガポール当局は、事実上情報を提供した当事者自身が同意しない限り、第三者（後発医薬品メーカー）に対し許可を与えるために既に提出された情報に依拠することができない。依拠できない期間は、医薬品については 5 年間、農業用化学製品については 10 年間である。データの排他性を維持するためのこの義務は、データがシンガポールで提出されたのではなく、別の国で提出され、シンガポール当局が、その国の規制機関による販売許可に依存している場合にも適用される。このデータの排他性維持の義務はまた、その製品の特許保護期間から独立したものである。これらの規定により、シンガポールは本質的には、米国法に準拠することになる³²。

4. 仕組みを支配する者

前節では、米国が自国内の知的財産保護基準に他国に従わせるために FTA をどのように利用しているかに関し、いくつかの例を紹介した。TRIPS

³² Jayashree Watal, Intellectual Property Rights in the WTO and Developing Countries, OUP, New Delhi, 2001, 200–201 参照

に関する節では、TRIPS 自体が、米国の多国籍企業を中心とした、多国籍企業グループによる、極めて複雑かつ組織的な国際的運動の産物であることを示した。ロビー活動という言葉では、実際に起きたプロセスを言い尽くせない。それは実際には、ある種の民間による統治であり、結節型統治という表現が最もふさわしいと思われる。米国で過去 20 年間にわたり展開された、この結節型統治の方法は、多国籍企業にとって非常に重要な、知的財産権、公益事業および投資の分野のための、中央調整型の基準設定手順を生み出した。この中央調整戦略に対し、開発途上国は何らの対抗手段を持っていなかった。TRIPS 理事会のような、ある 1 つの討論の場において抵抗することに成功したとしても、米国はそのたびに交渉を別の場へと移しており、途上国は討論の場の変更という目に遭う。国際的な知的財産の仕組みは、まさにこの討論の場を移動するという中央調整戦略の産物である。

国際的な知的財産の仕組みを支配しているのは、米国の政策と立法に最高レベルで正式に組み込まれているネットワーク化された民間による結節型統治である。TRIPS との関連において非常に重要な委員会であった通商政策および交渉に関する諮問委員会 (ACTPN) は、米国の通商政策に助言と影響を与える民間部門の諮問組織の頂点であり続けている。同組織は、約 1,000 のメンバーを擁する 33 の諮問委員会から構成されている³³。それは、ACTPN を頂点に、第 2 層には 6 つの政策諮問委員会、そして第 3 層には 26 の分野別の機能的・専門的諮問委員会を持つ、3 層組織である。ACTPN のメンバーには、米国実業界の最高峰から集められた人物も含まれている。TRIPS に関する節で見たように、それは、米国が貿易交渉で目指すべき幅広いゴールを見据えて戦略的交渉事項を決定する委員会である。

知的財産に関する合意の場合、合意に至る技術的な詳細は第 3 層に位置する委員会である、通商政策のための知的財産権に関する産業機能的諮

³³ The President's 2002 Annual Report on the Trade Agreement Program, <http://www.ustr.gov/reports/2003.html> に記載がある

問委員会 (IFAC=the Industry Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters) が監督する。IFAC のメンバーは、産業部門諮問委員会からの20人と、知的財産に関する技術的専門知識を委員会に提供する、民間部門からの20人で構成される³⁴。この技術的専門知識は、委員会の活動に欠かせないものであり、ACTPN の戦略的活動を補足するものである。IFAC はその設立綱領により、USTR が交渉する貿易協定に関する詳細な技術的アドバイスをするとされている³⁵。米国—シンガポール FTA の場合、IFAC はその報告書の記述によると、『米国—シンガポール FTA の知的財産の章について、米国の交渉者にアドバイスすると共に、その草稿に目を通した』という³⁶。重要な点は、IFAC が、米国が過去に実現してきた他の多国間や二国間協定、および立法提案との関連において、米国—シンガポール FTA を検討したことである。つまり、IFAC は、自ら主体的に、特定の協定を検討したり、起草する委員会なのである。同委員会は、この専門的な活動を、二国間、地域間、多国間にかかわらず、知的財産に関する米国のすべての通商関連の立法提案について行っている。こうして同委員会は、様々な討論の場でなされる活動を技術的レベルで統合することができ、それにより、米国の通商交渉についての立法提案が、米国内産業界の望む方向に知的財産保護基準を推進することを保証してきた。IFAC はその技術的専門知識や、そのメンバー企業の法務部門から提供された専門知識により、例えば、ある国が WTO への加入を望む場合、

³⁴ メンバーは、International Intellectual Property Alliance, The Gorlin Group, Law Offices of Hope H. Camp, representing Eli Lilly and Company, Cowan, Leibowitz & Latman, P.C., Anheuser-Busch Companies, Sidley, Austin, Brown & Wood, LLP, representing Biotechnology Industry Organization, Covington and Burling representing Microsoft Corporation, Merck & Company, International Anticounterfeiting Coalition, Intellectual Property Owners Association, Pfizer, Pharmaceutical Research and Manufacturers of America, The Engineered Wood Association, Georgia-Pacific Corporation, Business Software Alliance, Lark-Holton Global Consulting, Levi Strauss & Company, Tuttle International Group, Procter & Gamble, Distilled Spirits Council of the United States, Rubber and Plastics Manufacturers Association である。

³⁵ 設定約款は at <http://www.ita.doc.gov/td/icp/Charter-23.html> で閲覧可能

³⁶ The U.S. Singapore Free Trade Agreement (FTA) The Intellectual Property Provisions: Report of the Industrial Functional Advisory Committee on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters (IFAC-3), February 28, 2003, 3参照

その国の知的財産保護基準を詳細に評価したり、USTR の交渉者が交渉過程において獲得すべき水準を詳細に査定することができる。

大統領が連邦議会に対し貿易協定を結ぶ意思を告知する場合、IFAC は形式上、大統領、USTR および連邦議会に対し報告を行う必要がある。しかしこの形式的役割は、より複雑な民間部門による結節型統治という制度のほんの一部分に過ぎない。IFAC のメンバーは、米国が知的財産に関する米国の基準を世界標準化するという方針を推し進められるよう、委員会外でも活動を展開している。例えば、1,100以上の組織を代表し、かつ、IFAC のメンバーでもある、バイオテクノロジー産業協会 (BIO) は、長年にわたり、知的財産権の問題について USTR に独自の働きかけをしてきた。その内容は、公的記録にも残されており、Robert Zoellick が USTR に宛てた 2003年 1月 29日付の書簡に適切に要約されている。『米国の知的財産制度は世界一であり、BIO は、米国の基準に相当するような国際的知的財産保護基準の確立を支持します。』³⁷

BIO が IFAC の一員になれば、当然その支持する見解も付随してくる。IFAC に加盟することは、BIO が他のメンバーと協同して、BIO が代表する組織の希望に沿うような基準につき、USTR に対し専門的および起草上のアドバイスを行うことができることを意味する。USTR が IFAC の提案に耳を傾ける多くの動機が存在する。その動機には、IFAC が優れた技術的専門的知識を有することや、2002年通商法の中での交渉指示が USTR に米国国内法と同等の保護基準を追及するよう要求していること、米国—シンガポール FTA の際のように IFAC が最終的には当該合意が米国の経済的利益となるとして協定を支持する報告書を書かねばならないということが含まれている。結論として、IFAC のメンバーが求める保護基準は、特に米国がほとんど常に優越した交渉力を有する二国間交渉においては、頻繁に実現されている。そして、BIO は例えば、特許の付与に関し貿易相手国による遅延がある場合、特許期間を補償的に延長することを求めており、

³⁷ 書簡は BIO's website <http://www.bio.org> にて閲覧可

また貿易相手国に対し、医薬品のデータ保護に関する米国基準の採用を主張している。米国-シンガポール FTA の第16条第7項および第16条第8項により、これらの米国基準がシンガポールで施行されている。BIO は、IFAC の外でも、別の方法で活動している。例えば、どの国を『スペシャル301条』の対象にすべきかについての公的コメントを求める USTR の要請に答えているし、WIPO において公認された国際的 NGO として、WIPO の特許アジェンダのプロセスにおいて、特許に関する自らの見解を積極的に主張することもできる。

つまり、IFAC のメンバーは、知的財産に関する貿易交渉に深く関わっており、アドバイスのみでなく、草案の評価や、目標設定の助けもしている。最も重要な点は、彼らが、米国の交渉目標を1つの討論の場における交渉を超えて追求することにより、これらの目標が継続的かつ長期的成果を最ももたらす方法で追求され続けることを保証しているということである。二国間協定から多国間協定への移行は、過去20年間にわたる米国の戦略の中核を成しており、非常に有効であることが判明している。

5. 知的財産権と開発：あいまいな価値、厳しいルール

2001年11月にカタールのドーハで始まったドーハラウンド貿易交渉は、『開発ラウンド』と呼ばれている。これまでのラウンドとは明らかに異なり、開発途上国のニーズに何らかの注意を向けるものになるからである。より公正な開発協議事項について何らかの言及をすることは、西側首脳が声明を発する際にほとんど義務になっていると言ってよい。世界銀行、IMF および WTO といった国際的な権力の中核機関で仕事をしている政策エリートたちは、思いやり深くあいまいな開発の価値を象徴的にちりばめた報告を書くのに時間を費やしている。最近の世界銀行のある報告では、開発は『人々の生活の質を改善し、自分自身の将来を設計する能力を伸ばすこと』であるとされている³⁸。開発途上国の輸出品市場の不確立、開発途上

³⁸ 世界銀行, *The Quality of Growth*, OUP, NY, 2000, xxiii.

国における健康障害や教育の不備などの大きな開発上の問題が、『高所得国からの支援によってのみ解決できる』ことは、今日では明白である³⁹。加えて、『貧しい人や貧しい国は、国際的討論の場で、より多くの発言権を持つべきである』とも記されている⁴⁰。ここにおいて我々は、貧しい人々との協力、彼らの自治権の承認、そして彼らに力を与える手助けをすることを含む、一連のあいまいな価値を有するようになる。貿易に関する討論の場で、知的財産権に関して行われている詳細な専門的ルールの設定に、どうすればこれらの価値が一致するのだろうか。

自治権の価値とは、途上国のためのルール策定の段階で、貧しい国の機会を制限せず情報資源に関する何らかの主権的決定権を残しておくというルールを設定すべきことを意味する。真の意味での開発の概念は、ルールの多様性を含んでいる、と言えるかもしれない。しかし、貿易に関する討論の場でのルール策定の実務は、ある一つの知的財産保護基準を国際化し、調和させるということである。米国が国際化を進めている知的財産の保護基準とは、その国内基準であり、自国の経済ニーズを満たし、その文化的、哲学的伝統にかなった基準である。例えば、100万人あたり3,676人の研究・開発に携わる科学者や技術者がいる米国においては強力な特許保護基準は意味があるであろうが、100万人あたり35人しかいないルワンダのような国では、明らかに意味のないものである。世界中で多くの人々が、植物、動物および人間の遺伝資源の特許性について深い疑問を持ってきたが、これらの疑問は、宗教的、民族的、環境的なものを含む、さまざまな倫理的観点や伝統に基づくものである。それでも米国は、TRIPS やその後の二国間協定において、合衆国連邦最高裁がその国内的立場として表明した、この世のものはすべて特許を受けられるという主張を執拗に押し進めてきた⁴¹。米国は同様に、農民が、特許実施品である種、苗、肥料そ

³⁹ *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty*, OUP, NY, 2001, 188.

⁴⁰ *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty*, OUP, NY, 2001, 12. Deepa Narayan 他共著, *Voices of the Poor: Can Anyone Hear Us?*, World Bank, OUP, NY, 2000, Ch. 7 も参照のこと

⁴¹ *Diamond v Chakrabarty* 206 USPQ 193, 200 (1980).

して殺虫剤（農薬）などの賃借人となる、実際には工業技術制度と呼ぶべき農業制度を世界に押し付けようとした点でも情け容赦なかった。この工業技術が世界中の零細農業者のニーズを満たさず、いまだ適正に評価されていない環境的リスクを伴い、種の保管や交換といった農民の伝統を妨げ、あるいは少数の国のみが真に活用できる“規模の経済”を必要とすることなどに対する懸念は、保護貿易主義を偽装するための言説であるとして米国により否定される傾向にある。米国は、自国の弁護士力の力によって活動の場が自国の望む方向に動くであろうことを知った上で、WTO で提訴するという対応を行っているのである。

知的財産に関するルールを通して自国の文化的認識を普遍化させようとしながら、そのルールの定義において精神的多様性を無視することは、知的財産の他の分野で見られる米国のやり方である。米国は、TRIPS から著作権人格権を承認すること——創作者とその作品間の分離不能なつながりを認めるヨーロッパの哲学的伝統に基づくものであり、その主なものは、氏名表示権と同一性保持権である——を除外することに成功した。ハリウッドは、その世界的な制作、マーケティング、配給および公開制度において、これらの権利が障害となる可能性があるとして、米映画協会(MPA)を通じて反対してきた。例えば同一性保持権は、著作者に対し、少なくとも自分たちの作品が映画でどのように使われるかについての何らかの権利を与える可能性がある。監督も、自分たちの映画の商業的扱いについて、何らかのコントロールを及ぼす権利を行使できるだろう（例えば、白黒で撮影した映画のカラー化の防止など）。

しかしその一方で、MPA のような関係者は、言論の自由の価値を引き合いに出して、米国の映画、テレビその他の著作物の流通に制限を設けるべきではないと主張する。ずっと以前から知られているように、映画には貿易がつきものであることは当然であるから、それは貿易上の協議事項となる。これらの言論の自由、貿易の自由という主張の現実的な結果として、割り当て制の除去という圧力が常にかかっている。どんなに少ない割り当てでも、無視することはできない。インドネシアが、毎月最低2日間、少なくとも2本のインドネシア映画を上映するという割り当てを封切館に

義務付けたとき、MPA および国際知的財産同盟の両方が、1993年の勧告の一部としてスペシャル301条の手續にインドネシアを加えるべきだとし、この件をUSTRに持ち出した。ハリウッドにとっての最終目標は、いかなる時、場所においても、世界中のあらゆるスクリーンを独占する能力に制限を加えないことである。

権利拡大も、西側の政策中枢の『開発演説』に決まって盛り込まれる、あいまいな価値の1つである。権利拡大が何を意味しようと、それは決して貧しい者から富める者への富の移転を意味することはない。しかし、自国の知的財産保護基準を途上国経済に押し付けることにより、米国はそれらの国の経済における交易条件を変えてしまった。これにより知的財産の純輸入国である途上国は、知的財産の利用にあたり、以前に比べより多くの額を米国に支払わなければならないだろう。例えば世界銀行の調査は、TRIPS の特許条項により米国へ移転する使用料の純益は、年間約190億ドルにも達すると指摘している⁴²。この数字はほんの序の口に過ぎない。ここにはソフトウェア、音楽および映画産業における著作権のような、他の価値の高い知的財産分野を含んでいないからである。

最後に、最近の開発における権利に関する話の中で、恐らく最も大切な価値である協力の価値に我々はたどり着く。国際的な知的財産制度における専門的なルール策定の現実には、この価値はどのように調和するのだろうか。2000万人以上が死に、4000万人以上が HIV に感染している状況において、AIDS との戦いにおける協力は、議論の余地のないことのように思われる。しかし、後発医薬品業界が安価な抗レトロウイルス療法を開発途上国の貧しい人々に提供することを奨励するような形で知的財産権を定義するという重大な問題に直面した時の WTO の歴史を考えてみて欲しい。WTO においては、重要な関係者の内部グループ (Quad など) が合意を形成し、それを徐々に拡大して、外部のグループも取り込んで行くという基本的パターンに基づいて交渉が行われる。TRIPS の交渉中、特許付与に関

⁴² Global Economic Prospects and the Developing Countries, World Bank, Washington DC, 2002, 137参照

するルールが策定されていたとき、AIDS の影響を最もひどく受けている
 アフリカ大陸の交渉者は、誰一人、意思決定のための重要な内部グループ
 に入ることができなかった。交渉中、合意による意思決定を外部に反映し、
 開発途上国からの異議を封じ込めるために『グリーン・ルーム』方式が導
 入された。(グリーン・ルームとは、交渉主題の未解決部分に関し、主要
 関係者の間で行われる高レベルでの交渉を言う。) グリーン・ルーム方式
 での圧力のため、開発途上国の交渉者たちは、これを『ブラック・ルーム』
 協議と呼ぶようになった⁴³。

TRIPS の調印後も、“協力”は、引き続き理解しにくいものだった。南
 アフリカ政府は1997年に、手ごろな価格の薬品の供給を保証するための条
 件設定について、保健大臣に一定の裁量を与える法案を提出した。南ア
 フリカはアフリカで最も HIV 感染者の数が多し。法案は Mandela 大統領に
 より1997年12月12日に署名された。同法案では、特に、特許権者の承認を
 得て別の市場に向けられていた特許薬の南アフリカへの輸入を認めてい
 た。最も安価な市場からの特許薬の輸入(並行輸入)を推奨するという構
 想であり、欧州連合や他の地域でも許されている輸入形式であった。米国
 当局の反応は、南アフリカの法案の可決を、貿易問題にすりかえるとい
 うものだった。USTR、商務省および国務省などの米国の政府機関は、欧州
 委員会の委員の支援を得て、南アフリカに対し法案を変更するよう圧力を
 かけ始めた。彼らの主張の1つは、南アフリカ政府が当該薬事法案を可決
 することは、TRIPS における義務違反になるというものだった。1998年
 には南アフリカに対する圧力が強まった。USTR はその通商法の下、米国の
 製薬産業の要求に応じなければ貿易制裁の可能性がある国として南ア
 フリカを位置付け、また1998年2月1日には、41の製薬会社が、南アフリカ
 の裁判所で、Nelson Mandela を第一被告として、南アフリカ政府に対する
 訴訟を起こし始めた。この貿易論争は、政治的重要性のトーテムポールを
 登り続けた。米国および欧州連合の要人たちは、TRIPS の下での南ア
 フリカの義務について注意を喚起し続けた。当時欧州委員会の副委員長であ

⁴³ Peter Drahos with John Braithwaite, *Information Feudalism: Who Owns the Knowledge Economy?*, Earthscan, London, 2002, 135.

た Leon Brittan 卿は、同じく当時南アフリカの副大統領であった Thabo
 Mbeki に手紙を書き、TRIPS の下での南アフリカの義務について注意を促
 した⁴⁴。1998年の夏、ワシントンにおける米国-南アメリカ二国間委員
 会議において、Gore 副大統領は、米国の医薬品特許の保護を中心的な議
 題とした⁴⁵。

2001年3月には、39の製薬会社が、南アフリカの知的財産弁護士のほ
 とんどを引き連れ、薬事法に対する多くの議論で武装して、プレトリア高
 等裁判所にやってきた。特許は技術分野に関する『区別なく享受されるべ
 きもの』であると TRIPS が義務付けているという議論により、TRIPS が再
 び表面化した⁴⁶。南アフリカの薬事法は、薬品特許を差別するものである
 と言われたのだ。2001年4月、市民社会による極めて強力な世界規模の市
 民活動のため、製薬会社は訴訟を取り下げた⁴⁷。結果として、TRIPS、特許
 及び医薬品の価格に注目が集まった。後発医薬品の価格へ議論が波及し、
 特許制度に関する厳しい疑問が提起されるに至り、大手製薬産業がワシ
 ントンや WTO の領域へと引き下がる潮時となった。

2001年6月の TRIPS 理事会の特別会議において、開発途上国は、自
 国において公衆衛生の危機への取り組みを可能にするような TRIPS の解釈
 を認めるよう強く要求した。最終的にはこれが、2001年11月のドーハ WTO
 閣僚会議における、開発途上国がその国民の健康を守る権利を肯定する宣

⁴⁴ www.oxfam.org.uk/cutthecost. で閲覧可能の Oxfam Background Briefing, 'South Africa vs. the Drug Giants: A Challenge to Affordable Medicines' 参照

⁴⁵ この国際的取り組みの詳細は、'U. S. Government Efforts To Negotiate the Repeal, Termination or Withdrawal of Article 15(c) of the South African Medicines and Related Substances Act Of 1965', United States Department of State, Washington D.C. 20520, February 5, 1999に記載されている。

⁴⁶ 第27条第1項参照

⁴⁷ Ruth Mayne, 'The Global NGO Campaign on Patents and Access to Medicines: an Oxfam Perspective' in Peter Drahos and Ruth Mayne (eds) *Global Intellectual Property Rights: Knowledge Access and Development* Palgrave, Macmillan, Hampshire, UK, 2002, ch. 15. 参照

言である、“TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言”につながった。ドーハ宣言は、開発途上国にとって多大な象徴的意味を持つものであったが、実際の項目については決められていなかった。宣言では、開発途上国が医薬品特許に対して強制実施許諾を与える権利を肯定したが、TRIPS の下での特許製品の輸出制限は変更されなかった。1992年の UNIDO (国連工業開発機関) の研究が示したように、開発途上国のほとんどは先進的な製薬産業を持たないため、国内で強制実施許諾を与える権限は、実際にはほとんど価値のないものである⁴⁸。今日、製薬分野において特許の実施能力を有する開発途上国は、ほんの一握りであり(アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコおよびタイ)、この中でこれまで主要輸出国であったのはインドのみである。TRIPS の下でこれらの国々は、特許製品に対する輸出制限に直面している。

2002年から2003年にかけて、TRIPS 理事会のメンバーは、輸出問題の解決策を探る試みを行った。2003年8月には合意された解決策が発表された⁴⁹。西側市民の懸念を軽減するため、そして何より知的財産に関する専門的なルールの設定がなされる討論の場としてWTOを維持するための象徴として、解決策が必要であった。その解決策は、途上国の後発医薬品メーカーが薬を必要とする国へ薬を輸出することを可能にするような単純な方針の宣言ではなく、国家やTRIPS 理事会による複雑な許諾・監視システムを確立する6ページにわたる条項という形をとった⁵⁰。例えば、その草案に従って確立されるシステムによると、輸出国における後発医薬品メーカーは、通知義務及び決められた必要条件を輸出国、輸入国双方が遵守するというに依存することになる。その遵守を怠った場合どうなるかについては、細かく規定されていない。後発の医薬品メーカーは、実際問題として、各製品に関する全ての輸出業務につき、2つの国の官僚機構(潜在的

に多数となる可能性がある)を監視しなければならないことになる。

この規定の内容は、先進国と開発途上国が交渉の場に会したときの、ルール策定のよくあるパターンを示している。開発途上国は、複雑な法律上の罠に引き込まれるが、彼らはそのもつれをほぐす手段を持たないし、最終的には彼らの利益にはならないのである。主要な医薬品輸出国(米国、英国、日本、ドイツ、フランスおよびスイス)は、輸入国としてはこの制度を使わないと表明している。これは、これらの国の製薬会社(多国籍企業の関連会社である後発医薬品会社を含む)が、輸出業者として、この制度を使う可能性があることを示唆している。開発途上国の後発医薬品メーカーは、この制度の下、彼らに残された輸出市場においてこれらの企業との間で激しい価格競争にさらされる可能性が高い。この価格競争は、これらの企業が儲けられる国内市場、つまり提案された制度の下で保護され続ける市場に左右される可能性が高い。これは長期的に見ると、個々の慈善行為や、政治化された開発援助プログラムへの後発開発途上国の依存を単に増大することになるだろう。

AIDS、特許、TRIPS および健康に関する権利に関する論争は複雑なものであるが、問題の核心にあるのは、単純な構造的現実である。WTO に加盟する開発途上国は、医薬品に対する特許を認めなければならない。特許を受けた抗レトロウイルス治療薬の値段が、年間15,000米ドルから300米ドルに下がった唯一の理由は、インドのシプラ社のような少数の後発医薬品メーカーが、限界費用に近い価格で薬品を製造することができたことにある。彼らは国内の特許状況が許したので、製造することができたのだ。しかし、本格的な製造能力を持つそれらの途上国はすべて、TRIPS の下での義務の一環として、現在または将来において医薬品の特許を認めなければならない。このことは2つの根本的な影響をもたらす。その1つは短期的、もう1つは長期的なものである。短期的には、これらの国が、他の途上国に輸出を行う能力が徐々に無くなっていくだろう。長期的には、主要開発途上国の後発医薬品輸出業者は、米国やヨーロッパの多国籍製薬会社の製造および販売戦略に吸収されていくだろう。その影響で価格は下がるのではなく、逆に上がる。

⁴⁸ Robert Ballance, Janos Progan & Helmut Forstner, *The World's Pharmaceutical Industries: An International Perspective on Innovation, Competition & Policy*, UNIDO, 1992.

⁴⁹ WTO News: 2003, Press Releases, Press/350, 30 August 2003参照

⁵⁰ Implementation of Paragraph 6 of the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health, IP/C/W405, 28 August 2003 参照

結 論

米国はこれまでかなりの期間にわたり、その知識の蓄積を世界中の多くの貧しい国の開発を進めるために用いるという、歴史上例を見ない機会を得ていた。科学的出版物の数、高等教育を受ける生徒の数、科学者の数等の指標から評価できるとおり、米国は他のどの国よりも大量の知識を有している⁵¹。どんな覇権を握る国も、実用化や応用が可能な、これ程多くの知識を有していなかった。知識は消費において排他的でないという性質をもっているため、開発目的で利用した知識を結果として米国自身が失うことはない(知識の利用は通常より多くの知識につながるため、実際はさらに知識が増えるだろう)。さらに、知識を世界的な知的コモンズ(共有物)の一部として扱うことは、米国が自国の経済成長を追及することと矛盾するものではない。フリーソフトウェアの運動が示してきたように、知的コモンズ(共有物)の原理は、ビジネス・モデルの発展と相容れないものではない。

しかしながら、当分の間、米国とその多国籍企業は、知的資産の保有に基づく世界的な権力を獲得、維持する情報封建主義とでもいう制度的計画の忠実なパートナーであり続ける。米国企業の特許弁護士が作成した特許クレームは、国際条約法という制度的通路を通り、潜在的競合他社が米国の情報資産に対し何ができ何ができないかを定めている外国の国内法上の義務に到達することが出来るのである。これは、ネットワーク化された民間による統治であり、USTRのような公的権威との結びつきにより自らが起草した財産法を立法し執行しようとしている。その対象範囲は世界に広がっている。

より深いレベルでは、世界的知的財産の枠組みについての未来像は否定的なものである。競争の基盤は技術の発展に依拠する。新規参入者が技術を獲得することは既存の役割や支配関係を混乱させることになる。インド

⁵¹ Thomas Schott, 'Global Webs of Knowledge', *American Behavioural Scientist*, 44 (2001), 1740-1751.

は国内に自国の製薬産業を確立した後、原料薬や製薬を大量にカナダのような国に輸出し始めた。技術を獲得した開発途上国は、製薬に関する国際的な支配関係の頂点に君臨する国々、すなわち米国や日本、ドイツ、イギリスを脅かすようになった。知的財産についての利己主義的観念論の下には、不十分な開発、世界における経済的支配関係維持という指針が横たわっている。今日の世界的知的財産の枠組みは、支配関係の上層部にいる者たちの知識や技術を守るためのものである、ということに尽きるのである。

【編集者付記】本稿は、2月23日・24日に開催された国際シンポジウム「知的財産法政策学の基本理念の確立に向けて」の第一セッション「知的財産法制と経済発展」(23日実施)において行われた報告の原稿に加筆修正を施したものの翻訳である。当日ご報告の労をとっていただいた上に翻訳掲載の許可をくださった Peter Drahos 先生に謝意を表したい。